

宜野湾市消防本部予防事務・審査基準

(平成 14 年 3 月 29 日制定)

目次

第 1 章 総則

第 2 章 消防同意事務審査要領

第 1 節 総論

第 1 審査上の留意事項

第 2 防火に関する規定

第 3 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて

第 4 消防用設備等の設置単位

第 5 収容人員の算定について

第 6 床面積の算定基準について

第 7 階の算定について

第 8 無窓階の判定について

第 9 非常用進入口について

第 2 節 項目別審査要領

第 1 防火区画

第 2 避難計画

第 3 排煙計画

第 4 内装制限・防火材料

第 5 非常用の昇降機（エレベーター）について

第 6 敷地内の消火活動上の施設等について

第 7 防災防火対象物・防災物品

第 3 節 用途別審査要領

第 1 カラオケ施設の防火安全対策

第 2 社会福祉施設の防火安全対策

第 3 大規模な倉庫の防火安全対策

第 4 ホテル等の就寝施設の防火安全対策

第 4 節 形態別防火安全対策について

第 1 高層の建築物

第 2 建築物の屋上に設けるビヤガーデン、遊技場等

第 3 章 消防用設備等の技術基準

第 1 節 総論

第 1 着工届、設置届等の添付図書等

第 2 消防用設備等の検査上の留意事項

第 2 節 各論

- 第 1 消火器に関する設置基準
- 第 2 屋内消火栓に関する設置基準
- 第 3 非常電源
- 第 4 スプリンクラーに関する設置基準
- 第 5 屋外消火栓に関する設置基準
- 第 6 移動式消火設備に関する設置基準
- 第 7 パッケージ型消火設備に関する設置基準
- 第 8 自動火災報知設備に関する設置基準
- 第 9 火災通報装置に関する設置基準
- 第 10 非常警報設備に関する設置基準
- 第 11 避難器に関する設置基準
- 第 12 誘導灯及び誘導標識に関する設置基準
- 第 13 連結送水管に関する設置基準
- 第 14 非常コンセント設備に関する設置基準